JMDC

証券コード：4483

第12回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2025年６月25日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

開催場所

東京都港区浜松町二丁目３番１号
日本生命浜松町クレアタワー５階
浜松町コンベンションホール

決議事項

第1号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)
５名選任の件
第2号議案　監査等委員である取締役
３名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合
書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。 **議決権行使期限** 2025年６月24日（火曜日）午後６時まで

株式会社ＪＭＤＣ

株　主　各　位

証券コード　4483
2025年６月５日

東京都港区芝大門二丁目５番５号
株式会社ＪＭＤＣ
代表取締役社長 兼 ＣＥＯ　　野口　亮

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

◎ **当社ウェブサイト**　　https://www.jmdc.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株式関連情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

◎ **東京証券取引所ウェブサイト**（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ＪＭＤＣ」又は「コード」に当社証券コード「4483」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年６月24日（火曜日）午後６時まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2025年６月25日（水曜日）午前10時
2．場　　所　東京都港区浜松町二丁目３番１号
日本生命浜松町クレアタワー ５階　浜松町コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3．目的事項
報告事項　1．第12期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第12期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。なにとぞご理解くださいますようお願い申しあげます。

以　上

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

⑴書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
⑵代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
①連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

事業報告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社は、「データとＩＣＴの力で、持続可能なヘルスケアシステムを実現する」ことを目指して、日本のヘルスケア業界の多様なデータを結集し、社会に還元することを通じて、生活者の健康増進や医療プロバイダーの価値向上・業務最適化を支援しております。

ヘルスビッグデータセグメントは、健康保険組合を中心とした保険者の保健事業を推進するため、保険者が保有するデータの分析サービスの他、当社開発のＰＨＲサービスを提供しております。また、医療機関に対しても医療データ分析サービス、診療報酬ファクタリングサービスの他、薬剤ＤＢの提供等を行っております。さらに、こうした業務の付帯として受領した匿名加工情報をデータベース化し、学術・産業利用を進めております。

遠隔医療セグメントは、放射線診断専門医が不足している医療機関と契約読影医を遠隔読影システムでつなぐマッチングサービスの他、医療機関と放射線診断専門医をクラウドでつなぎ、遠隔での画像診断を可能としたＡＳＰサービスを提供しております。

当社は2025年２月20日に公開いたしました「子会社等の異動（株式譲渡）及び報告セグメントの変更に関するお知らせ」にありますとおり、当社の連結子会社であったノアメディカルシステム株式会社（以下「ノアメディカル」）の全株式を株式会社カケハシに譲渡いたしました。これに伴い、当連結会計年度において、ノアメディカルの営む調剤薬局支援に関する事業を非継続事業に分類し、当該事業に関わる売上収益、営業利益、EBITDAを、当連結会計年度において、比較年度である前連結会計年度とともに非継続事業に区分して表示しております。

なお、調剤薬局支援セグメントの構成要素であった株式会社ユニケソフトウェアリサーチ及びその管理目的会社については、2023年６月にその全株式を株式会社ＥＭシステムズに譲渡しております。

当連結会計年度の業績は、以下のとおりであります。

（当期の業績）　　（単位：百万円）

区　分	第11期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	第12期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	比較増減	
売上収益	30,572	41,722	+11,150	+36.5%
営業利益	5,484	8,717	+3,233	+59.0%
EBITDA(マージン)	9,214（30.1%）	10,932（26.2%）	+1,717	+18.6%

（セグメントの業績）　　（単位：百万円）

区　分		第11期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	第12期 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	比較増減	
ヘルスビッグデータ	セグメント売上収益	25,058	35,646	+10,588	+42.3%
	セグメント利益(率)	7,886（31.5%）	9,557（26.8%）	+1,670	+21.2%
遠隔医療	セグメント売上収益	5,579	6,117	+538	+9.7%
	セグメント利益(率)	2,075（37.2%）	2,236（36.6%）	+160	+7.7%
調整額	セグメント売上収益	△64	△41	+23	－
	セグメント利益	△747	△861	△113	－
合計	売上収益	30,572	41,722	+11,150	+36.5%
	EBITDA(マージン)	9,214（30.1%）	10,932（26.2%）	+1,717	+18.6%

（注）１．当社グループの経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、EBITDAがあります。当社グループは、EBITDAを用いて各セグメントの業績を測定しており、当社グループの業績評価をより効果的に行うために有用かつ必要な指標であると考えております。EBITDA及びEBITDAマージンの計算式は以下のとおりです。
・EBITDA　　：営業利益＋減価償却費及び償却費±その他の収益・費用
・EBITDAマージン：EBITDA/売上収益×100
２．第11期の売上収益、EBITDAについて、第12期のセグメント情報に基づき、組替を行っております。

[ヘルスビッグデータ]

当社グループは健康保険組合より寄せられたレセプト（入院、外来、調剤）、健診データ及び加入者台帳を匿名加工することで、民間利用可能な国内最大規模のヘルスビッグデータを有しております。当連結会計年度においても取引先保険者数は前年同期比で増加、利活用先である製薬企業及び保険会社の１顧客あたりの年間取引額も堅調に推移しており、事業は拡大を続けております。

また、当社開発の健康情報プラットフォーム「Ｐｅｐ Ｕｐ」（ペップアップ）により、上記のヘルスビッグデータに基づいて、一人ひとりのユーザーに合わせた個別アドバイスや疾病リスク表示を行っ

ております。Ｐｅｐ Ｕｐの発行ＩＤ数は当連結会計年度においても拡大を続けております。

上記の事業拡大に加え、2023年６月には、業界団体を超えた健康経営の実践に取り組む企業・団体が集結し、「健康経営アライアンス」が本格始動し、2025年３月末日時点で467社・団体に拡大しております。同アライアンスは、社員の健康をつうじた日本企業の活性化と健保の持続可能性の実現をミッションに活動しており、現在、勉強会・セミナー、アンケート・データ分析に基づく健康経営アセスメント、健康経営ソリューションの情報プラットフォーム構築の３つの取り組みを進めております。今後、活動の更なる拡大と健康経営の実践を通じた成果及び事業の創出を加速してまいります。

この結果、当連結会計年度のセグメント売上収益は、35,646百万円となり、セグメント利益（セグメントEBITDA）は9,557百万円となりました。

[遠隔医療]

当社グループは国内最大の放射線診断専門医プラットフォームを有しております。当連結会計年度においては、遠隔読影サービスを利用する医療機関数が拡大した結果、売上収益は前年同期比ベースで増収となりました。

なお、画像診断をアシストする人工知能エンジンプラットフォーム「ＡＩ―ＲＡＤ」の機能追加やアジアでの事業展開を本格化するための準備等、事業拡大のための施策は引き続き進めております。

この結果、当連結会計年度のセグメント売上収益は、6,117百万円となり、セグメント利益（セグメントEBITDA）は2,236百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は41,722百万円、営業利益は8,717百万円、EBITDAは10,932百万円の増収増益となりました。なお、EBITDAから営業利益への調整は以下のとおりであります。

(EBITDAから営業利益への調整表)　　(単位：百万円)

	第11期 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	第12期 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
EBITDA	9,214	10,932
減価償却費及び償却費	△2,102	△2,711
その他の収益	136	607
その他の費用	△1,764	△110
営業利益	5,484	8,717

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資額は3,694百万円で、そのうち主なものは有形固定資産の取得による支出2,119百万円であります。

③ 資金調達の状況

子会社株式の取得並びに借入金の借換えのため、当連結会計年度において金融機関より借入金32,495百万円の調達を行いました。

④ 重要な組織再編等の状況

当連結会計年度において、2025年２月21日付で、当社の連結子会社であったノアメディカルシステム株式会社の全株式を株式会社カケハシに譲渡いたしました。これに伴い、当連結会計年度において、ノアメディカルの営む調剤薬局支援に関する事業を非継続事業に分類し、当該事業に関わる売上収益、営業利益、EBITDAを、当連結会計年度において、比較年度である前連結会計年度とともに非継続事業に区分して表示しております。

なお、前連結会計年度まで調剤薬局支援セグメントの構成要素であった株式会社ユニケソフトウェアリサーチ及びその管理目的会社については、2023年６月にその全株式を株式会社ＥＭシステムズに譲渡しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区　分		第 9 期 (2022年３月期)	第 10 期 (2023年３月期)	第 11 期 (2024年３月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2025年３月期)
売上収益	(百万円)	21,814	27,809	30,572	41,722
営業利益	(百万円)	4,783	5,926	5,484	8,717
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	3,247	4,267	4,607	7,275
基本的１株当たり当期利益	(円)	57.74	71.17	71.76	111.34
資産合計	(百万円)	62,053	98,567	122,452	143,020
資本合計	(百万円)	31,165	64,524	70,686	78,475

(注) 1. 第10期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第９期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
2. 第12期に実施した非継続事業への分類に関する組替は、第11期にのみ反映しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第 9 期 (2022年３月期)	第 10 期 (2023年３月期)	第 11 期 (2024年３月期)	第 12 期 (当事業年度) (2025年３月期)
売上高 (百万円)	8,026	9,409	11,474	12,625
当期純利益 (△は損失) (百万円)	1,211	1,323	△429	3,107
１株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	21.54	22.08	△6.69	47.56
総資産 (百万円)	41,388	73,222	90,867	103,891
純資産 (百万円)	29,273	59,843	60,867	63,625

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する 議決権比率	当社との関係
オムロン株式会社	64,100	54.3%	製品の仕入、医療データ等に関するサービス提供及び業務委託

(注) 1．当社は、親会社であるオムロン株式会社から製品を仕入れ、オムロン株式会社に対しては、医療データ等に関するサービスの提供及び業務委託を行っております。これらの取引条件等については、市場価格を勘案し、一般取引条件と同等の水準となるよう合理的な判断に基づき決定しております。当社取締役会は、これらの取引は、当社の社内規定に基づき親会社から独立して最終的な意思決定をおこなっているとして、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

2．親会社であるオムロン株式会社と当社間で締結した資本業務提携契約において、当社の企業文化及び経営の独立性を最大限尊重することを合意しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率	主要な事業内容
メディカルデータベース株式会社	40	100.0%	薬剤ＤＢの開発・販売
データインデックス株式会社	75	100.0%	薬剤ＤＢの開発・販売
エヌエスパートナーズ株式会社	10	100.0%	診療報酬ファクタリング及びコンサルティング
株式会社キャンサースキャン	10	100.0%	国保向け特定健診事業等
株式会社ドクターネット	100	100.0%	遠隔読影マッチングサービスの提供等

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社は企業理念として、「健康で豊かな人生をすべての人に」を掲げており、データとICTの力で、持続可能なヘルスケアシステムの実現を目指しております。そのためのデータの蓄積・匿名化処理と統計解析情報の提供を推進するため、以下の課題を解決してまいります。

a. データベースを量・質ともに拡大
データベースの量だけでなく種類を拡大することにより、日本で民間利用可能な最大かつ最良のヘルスケアデータベースとしての圧倒的な地位を堅持する。

b. データの利活用のさらなる促進
従来のアドホック形式及びフルDB形式でのデータ提供に加え、データを活用した解析、コンサルティングサービス、ソリューション開発を含めたデータ利活用を提案するなど、付加価値の高いサービス提供を促進することで顧客の満足度を高める。

c. ＰＨＲサービスの拡充
当社の有するデータ解析技術と「Ｐｅｐ Ｕｐ」を活用し、的確なターゲティングと効果予測に基づく個人アプローチを展開することで、国民医療費の抑制に貢献する。

以上の取り組みによりさらなる企業価値の向上を目指してまいる所存でありますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き格別のご支援と協力を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

⑸ 当社グループの主要な事業セグメント（2025年３月31日現在）

セグメントの名称	事業内容
ヘルスビッグデータ	医療データベース（レセプト・医薬品ほか）の開発・提供、医療ビッグデータの分析
遠隔医療	遠隔読影マッチングサービス及び遠隔読影システムのＡＳＰサービス

⑹ 主要な事業所（2025年３月31日現在）

① 当社
本　　社：東京都港区
広島事業所：広島県広島市

② 主要な子会社の事業所

メディカルデータベース株式会社	本社：東京都港区
データインデックス株式会社	本社：東京都港区
エヌエスパートナーズ株式会社	本社：東京都港区
株式会社キャンサースキャン	本社：東京都品川区
株式会社ドクターネット	本社：東京都港区

⑺ **従業員の状況**（2025年３月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
ヘルスビッグデータ	2,049（211）名	+471 （△49）名
遠隔医療	134（ 15）	+7 （ +6）
全社（共通）	4（ －）	+2 （ －）
合計	2,187（226）	+480 （△43）

（注）1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない従業員数であります。
3. 前期の従業員数について、当期のセグメント情報に基づき、組替を行っております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
488（34）名	+57（+7）名	38.8歳	4.1年

（注） 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2025年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	20,553 百万円
株式会社三井住友銀行	7,034
株式会社りそな銀行	3,083
三井住友信託銀行株式会社	2,617
株式会社三菱UFJ銀行	2,381
株式会社京都銀行	1,156
株式会社静岡銀行	1,053

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（2025年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　184,800,000株

② 発行済株式の総数　　65,373,808株

（注）新株予約権の行使による新株式の発行により、発行済株式の総数は42,600株増加しております。

③ 株主数　　9,073名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
オムロン株式会社	35,459千株	54.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,551	7.0
ノーリツ鋼機株式会社	3,799	5.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,167	3.3
UBS EUROPE SE LUXEMBOURG BRANCH−UCITS CLIENTS	1,114	1.7
BNP PARIBAS LUXEMBOURG／2S／JASDEC SECURITIES／UCITS ASSETS	870	1.3
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	831	1.3
JP JPMSE LUX RE MERRILL LYNCH INTERNATIONAL JP EQ CO 2	772	1.2
松島　陽介	565	0.9
野村信託銀行株式会社（投信口）	511	0.8

（注）持株比率は自己株式（731株）を控除して計算しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権

			第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日			2021年４月15日	2022年9月５日	2023年７月25日
新株予約権の数			6,300個	6,550個	6,490個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式　630,000株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式　655,000株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式　649,000株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額			１株当たり3円	１株当たり20円	１株当たり10円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり　516,000円 (１株当たり5,160円)	新株予約権１個当たり　536,000円 (１株当たり5,360円)	新株予約権１個当たり　475,900円 (１株当たり4,759円)
権利行使期間			2024年５月１日から 2030年７月31日まで	2025年５月１日から 2031年７月31日まで	2026年7月１日から 2032年７月31日まで
行使の条件			(注) １	(注) ２	(注) ３
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　60個 目的となる株式数　6,000株 保有者数　3名	新株予約権の数　180個 目的となる株式数　18,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　800個 目的となる株式数　80,000株 保有者数　1名
		社外取締役	－	－	－
	取締役（監査等委員）		－	－	－

(注) １．第14回新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、下記に掲げる（A）の条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

（A）2024年３月期から2027年３月期の４事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結EBITDA（有価証券報告書又は監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して「その他の収益」の額を減算し「その他の費用」の額を加算した額に、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。）が80億円を超過すること。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の上記(1) の条件の達成時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が2021年５月７日から2023年３月31日の間に当社若しくは当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員でない期間が存在したとき、又は新株予約権者が解任若しくは懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

(3) 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には遺産分割又は法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(注) 2．第15回新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、下記に掲げる（A）の条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

（A）2025年３月期から2028年３月期の４事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結EBITDA（有価証券報告書又は監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して「その他の収益」の額を減算し「その他の費用」の額を加算した額に、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。）が120億円を超過すること。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の上記(1) の条件の達成時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が2022年9月21日から2024年３月31日の間に当社若しくは当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員でない期間が存在したとき、又は新株予約権者が解任若しくは懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

(3) 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には遺産分割又は法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(注) 3．第16回新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、下記に掲げる（A）の条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

（A）2026年３月期から2029年３月期の４事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結EBITDA（有価証券報告書又は監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して「その他の収益」の額を減算し「その他の費用」の額を加算した額に、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。）が150億円を超過すること。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の上記(1) の条件の達成時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が2023年８月10日から2025年３月31日の間に当社若しくは当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員でない期間が存在したとき、又は新株予約権者が解任若しくは懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

(3) 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には遺産分割又は法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権

		第17回新株予約権
発行決議日		2024年８月22日
新株予約権の数		6,790個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　679,000株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		１株当たり５円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 461,900円 (１株当たり4,619円)
権利行使期間		2027年７月１日から 2033年７月31日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　5,100個 目的となる株式数　510,000株 交付者数　36名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　1,690個 目的となる株式数　169,000株 交付者数　20名

(注)　第17回新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、下記に掲げる（A）の条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

（A）2027年３月期から2030年３月期の４事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結EBITDA（有価証券報告書又は監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して「その他の収益」の額を減算し「その他の費用」の額を加算した額に、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。）が185億円を超過すること。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の上記(1) の条件の達成時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が2024年９月12日から2026年３月31日の間に当社若しくは当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員でない期間が存在したとき、又は新株予約権者が解任若しくは懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

(3) 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には遺産分割又は法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	松　島　陽　介	
代表取締役社長 兼 ＣＥＯ	野　口　　亮	
取締役	山　元　雄　太	
取締役	竹　田　誠　治	オムロン㈱執行役員専務ＣＦＯ 兼 グローバル戦略本部長
取締役	李　　智　賢	㈱レイズパートナーズ代表取締役
取締役 （常勤監査等委員）	霜　田　恒　夫	
取締役 （監査等委員）	林　　南　平	㈱ＮＨパートナーズ代表取締役代表パートナー
取締役 （監査等委員）	藤　岡　大　祐	㈱PKSHA Technology取締役（監査等委員） ESネクスト有限責任監査法人　理事パートナー
取締役 （監査等委員）	渡　邊　多　永　子	筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野 准教授

(注) 1．2024年6月25日開催の第11回定時株主総会において、渡邊多永子氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2．取締役 李智賢、取締役（常勤監査等委員）霜田恒夫、取締役（監査等委員）林南平、取締役（監査等委員）藤岡大祐、取締役 （監査等委員）渡邊多永子の５氏は社外取締役であります。
3．当社は、社外取締役 李智賢、霜田恒夫、林南平、藤岡大祐、渡邊多永子の５氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．取締役（常勤監査等委員）霜田恒夫、取締役（監査等委員）藤岡大祐の２氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役（常勤監査等委員）霜田恒夫氏は、事業会社において相当の期間経理・財務部門の勤務経験を有しております。
・取締役（監査等委員）藤岡大祐氏は、公認会計士の資格を有しております。
5．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、霜田恒夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6．オムロン株式会社は、当社の親会社であり、当社と取引関係があります。

② 執行役員の状況（2025年４月１日現在）

氏　名	役職名	業務管掌部門
野　口　　亮	執行役員社長 兼 ＣＥＯ	内部監査室、社長室
久　保　田　　弦	執行役員 兼 ＣＦＯ	経営管理部、財務企画部、ＩＲ室、人材戦略室、ＰＭＩ室
足　立　昌　聰	執行役員 兼 ＣＤＰＯ	リスクマネジメント室、セキュリティ統括室、データゲートウェイ室、データ標準化推進部
坂　井　康　展	執行役員	インシュアランス本部、保険者支援事業本部、医療専門職サポート部

氏　名	役職名	業務管掌部門
浜　田　貴　之	執行役員	デジタル＆データ新規事業本部
加　納　　真	執行役員	製薬本部
三　原　洋　一	執行役員	医療機関支援事業本部、ＰＭＩ室
倉　岡　　寛	執行役員 兼 ＣＰＯ	プロダクトビジネス本部
米　倉　章　夫	執行役員	公共政策・産学連携本部
小　迫　明　弘	執行役員	開発本部
岩　井　浩　一	執行役員	保険者支援事業本部、医療専門職サポート部

(注) ＣＥＯ：Chief Executive Officer、ＣＦＯ：Chief Financial Officer、
ＣＤＰＯ：Chief Data Protection Officer、ＣＰＯ：Chief Product Officer

③　責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役竹田誠治氏、社外取締役李智賢氏、及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び会社法に基づく全ての子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役、執行役員、管理職等の従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害が塡補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、または犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為の場合には塡補の対象としないこととしております。

⑤　取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を監査等委員または独立社外取締役とする指名報酬委員会を設置しております。

当社は、2022年６月13日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

- ■ 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、月例の固定報酬である基本報酬のみとし、報酬とは別に有償新株予約権を付与しております。
- ■ 個々の取締役の基本報酬は、取締役それぞれに求められる役割及び責任に応じ、また、経済環境や市場動向、他社の支給水準等を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとします。

ロ．当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	96百万円 (6)	96百万円 (6)	－百万円 (－)	4名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	26 (26)	26 (26)	－	4 (4)
合計 （うち社外取締役）	122 (32)	122 (32)	－	8 (5)

（注）1．取締役の報酬等の額は、2019年４月１日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役年額50百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は３名であります。
2．監査等委員の報酬等の額は、2019年４月１日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は３名であります。
3．社外取締役が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から、役員として受けた報酬等はありません。
4．上表の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役（非業務執行取締役１名）を除いているためであります。

ハ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、2024年６月25日開催の取締役会の委任決議に基づき、指名報酬委員会を構成する社外取締役（監査等委員）霜田恒夫氏、林南平氏、藤岡大祐氏及び取締役会長 松島陽介氏、取締役山元雄太氏が役員報酬の具体的な決定をしております。これらの権限を指名報酬委員会に委任した理由は、当委員会が過半数の委員を独立社外取締役で構成する当社取締役会の任意の諮問委員会であり、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について公正な評価を行うことが適していると判断したためです。指名報酬委員会では、当社グループの業績等を勘案しつつ各取締役の担うべき職務内容や責任、会社に提供される成果期待を考慮して報酬額を決定しており、報酬決定プロセスの公正性、透明性を確保しております。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役及び監査等委員である社外取締役の重要な兼職先は、⑶会社役員の状況　①取締役の状況に記載のとおりです。

・社外取締役及び監査等委員である社外取締役の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況は以下のとおりです。

区　分	氏　名	取締役会	監査等委員会
取締役	李　　智賢	21回/21回 (出席率 100%)	－
取締役 (監査等委員)	霜田　恒夫	21回/21回 (出席率 100%)	12回/12回 (出席率 100%)
取締役 (監査等委員)	林　　南平	21回/21回 (出席率 100%)	12回/12回 (出席率 100%)
取締役 (監査等委員)	藤岡　大祐	21回/21回 (出席率 100%)	12回/12回 (出席率 100%)
取締役 (監査等委員)	渡邊多永子	19回/19回 (出席率 100%)	9回/9回 (出席率 100%)

(注) 1．渡邊多永子氏は、2024年６月25日開催の第11回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他のものと異なります。

2．上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

・李智賢氏は、戦略性のある適切な企業運営を行うに当たり、客観的な観点から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

・霜田恒夫氏は、業務上の豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。また、指名報酬委員を務め、取締役及び執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

・林南平氏は、業務上の豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。また、指名報酬委員を務め、取締役及び執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

・藤岡大祐氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。また、指名報酬委員を務め、取締役及び執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

・渡邊多永子氏は、医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野におけるアカデミックな知見を活かしながら、当社の経営に対して中立的な立場から客観的な意見、適切な助言を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　ＰｗＣ Ｊａｐａｎ有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

（注）1．当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分はできませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬の算定根拠及び決定プロセス等の客観性・合理性について必要な検証を行いました。さらに過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等について妥当と認め、同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任することが相当であると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループを対象範囲としたコンプライアンス基本方針・行動規範他、取締役会規程をはじめ社内規程に基づき、法令・定款違反行為を抑止する。取締役が他の取締役の法令・定款違反を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設け、運用規程に基づき運用を行う。

社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。

コンプライアンスに関する研修体制を整備する。

監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき保存・管理を行う。

③　当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループを対象範囲としたリスクマネジメント規程を制定し、リスク管理体制の基本事項を定める。また当社は社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、同様に子会社にも「リスクマネジメント委員会」等を設置しリスクに関する事項を審議する。

重要リスクが顕在化した場合、速やかな初動対応をとるために事業継続計画書（ＢＣＰ）及び各種マニュアルの整備を進める。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。

当社子会社は、１ヶ月に１回以上の割合で適宜取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。

⑤　当社グループ及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を主管する部署を設置し、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、経営上の重要事項については事前協議を行うなど、必要に応じて主管部署から指導、助言を行う。

子会社管理規程及びその他のルールを定め、子会社は、各々の重要規程を定める。

当社は、親会社であるオムロン株式会社との資本業務提携契約において、当社の企業文化及び経営の独立性を最大限尊重することに合意しているため、親会社から独立した自立的な内部統制システムを整備する。

親会社との取引については、取引の適正性と独立性を確保する。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の意見を尊重して、当該使用人を選任し補助させる。補助使用人は、専任又は兼職とし、監査等委員会の意見を尊重し決定する。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性を確保するために、人事関連事項（異動、評価等）については、監査等委員会の意見を徴しこれを尊重する。

当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人が兼務の場合は、監査等委員会の指揮命令に優先的に従うものとし、会社は業務負担について配慮する。

⑧　当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告をうけた者が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれがある事実が発生した場合は、当社監査等委員会に速やかに報告する。

当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性若しくは発生した場合は、その可能性及び事実を当社監査等委員会に速やかに報告する。

当社監査等委員会は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として内部通報制度運用規程並びにコンプライアンス規程に基づき、当社監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

上記の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことをルール化し、適切に運用する。

⑨　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等について、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役と監査等委員会の定期的会合（年４回程度）を継続し行う。
監査対象・責任の明確化、監査スタッフの増強など監査機能の充実を図る。
監査等委員会の要請に基づき、監査等委員が当社グループ各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

以上の方針に基づき当期に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

①　コンプライアンスに関する取り組みとして、当社に入社した使用人に対して、行動規範及びコンプライアンス教育マニュアルを配布し、法令及び社会規範の周知・徹底を図り、行動規範の理解及び順守に対する同意書を入手しております。また、当社は法令違反等におけるコンプライアンス違反の早期発見と改善措置を図るため、当社内部監査室を窓口とする内部通報制度を設けております。

②　当社は、取締役会議事録等について法令及び社内規程に則り適切に管理しております。

③　当期において、取締役会を21回（ほか書面決議３回）開催するとともに執行役員会議を14回（ほか書面決議４回）開催し、「決裁権限規程」に基づく経営上の重要な事項について決定を行うとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正の観点から審議をいたしました。

④　監査等委員会を12回開催し､以下の方法による各監査等委員の監査を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況の確認を含め、取締役の職務執行に関する監査の実効性を確保しております。
(ア) 取締役会等の重要な会議への出席
(イ) 代表取締役、取締役との定期的な意見交換
(ウ) 会計監査人及び内部監査部門との連携
(エ) 当社の各部署への往査の実施

４．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。
当事業年度の期末配当につきましては、１株につき16円とさせていただきます。

本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。また、比率につきましては、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しています。

連結財政状態計算書

（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**55,869**	**流動負債**	**20,505**
現金及び現金同等物	32,176	借入金	4,395
営業債権及びその他の債権	20,065	営業債務及びその他の債務	7,744
契約資産	47	リース負債	1,144
その他の金融資産	2,063	未払法人所得税	2,403
棚卸資産	359	契約負債	2,370
その他の流動資産	1,157	その他の流動負債	2,447
非流動資産	**87,150**	**非流動負債**	**44,039**
有形固定資産	13,926	借入金	33,883
のれん	58,414	リース負債	7,466
無形資産	5,791	退職給付に係る負債	200
その他の金融資産	7,291	引当金	512
繰延税金資産	1,459	繰延税金負債	1,193
その他の非流動資産	266	契約負債	555
		その他の非流動負債	226
		負債合計	**64,545**
		（資本の部）	
		親会社の所有者に帰属する持分	**78,022**
		資本金	25,134
		資本剰余金	28,227
		自己株式	△3
		その他の資本の構成要素	27
		利益剰余金	24,634
		非支配持分	**453**
		資本合計	**78,475**
資産合計	**143,020**	**負債及び資本合計**	**143,020**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
売上収益	41,722
売上原価	17,873
売上総利益	**23,849**
販売費及び一般管理費	15,628
その他の収益	607
その他の費用	110
営業利益	**8,717**
金融収益	15
金融費用	223
持分法による投資損益	1
税引前当期利益	**8,510**
法人所得税費用	2,583
継続事業からの当期利益	**5,927**
非継続事業からの当期利益	**1,454**
当期利益	**7,382**
当期利益の帰属：	
親会社の所有者	
継続事業	5,821
非継続事業	1,454
合計	7,275
非支配持分	
継続事業	106
非継続事業	－
合計	106
当期利益	**7,382**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**36,728**	**流動負債**	**7,331**
現金及び預金	2,283	買掛金	83
受取手形	130	短期借入金	600
売掛金	3,104	１年内返済予定の長期借入金	4,004
前渡金	223	未払金	859
前払費用	415	未払費用	39
短期貸付金	30,546	未払法人税等	1,011
その他	23	契約負債	533
固定資産	**67,163**	預り金	66
有形固定資産	**463**	賞与引当金	120
建物附属設備	262	その他	13
工具、器具及び備品	201	**固定負債**	**32,934**
無形固定資産	**17,488**	長期借入金	32,788
のれん	15,679	資産除去債務	146
ソフトウエア	1,224	**負債合計**	**40,265**
ソフトウエア仮勘定	585	**（純資産の部）**	
投資その他の資産	**49,211**	**株主資本**	**63,100**
投資有価証券	1,278	**資本金**	**25,134**
関係会社株式	47,354	**資本剰余金**	**31,972**
敷金及び保証金	462	資本準備金	31,636
長期前払費用	35	その他資本剰余金	336
繰延税金資産	80	**利益剰余金**	**5,996**
		その他利益剰余金	5,996
		繰越利益剰余金	5,996
		自己株式	**△3**
		評価・換算差額等	**491**
		その他有価証券評価差額金	**491**
		新株予約権	**33**
		純資産合計	**63,625**
資産合計	**103,891**	**負債純資産合計**	**103,891**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**12,625**
売上原価		**5,927**
売上総利益		**6,698**
販売費及び一般管理費		**6,001**
営業利益		**696**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,598	
その他	41	1,640
営業外費用		
支払利息	185	
有価証券評価損	10	
その他	1	198
経常利益		**2,139**
特別利益		
関係会社株式売却益	2,304	
その他	3	2,307
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	290	
棚卸資産評価損	54	
固定資産除却損	35	379
税引前当期純利益		**4,066**
法人税、住民税及び事業税	1,004	
法人税等調整額	△46	958
当期純利益		**3,107**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年５月20日

株式会社ＪＭＤＣ
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 善 塲 秀 明
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木 村 圭 佑

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＪＭＤＣの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ＪＭＤＣ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められ

る開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025年５月20日

株式会社ＪＭＤＣ
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業　務　執　行　社　員　　公認会計士　善　塲　秀　明

指定有限責任社員
業　務　執　行　社　員　　公認会計士　木　村　圭　佑

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＪＭＤＣの2024年４月１日から2025年３月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示す

ることにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月21日

株式会社ＪＭＤＣ　監査等委員会

監査等委員（常勤）　霜　田　恒　夫
監査等委員　林　南　平
監査等委員　藤　岡　大　祐
監査等委員　渡　邊　多永子

（注）監査等委員霜田恒夫、林南平、藤岡大祐及び渡邊多永子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。また、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	松島陽介（まつしまようすけ） (1972年９月１日) 再任	1995年４月　第一生命保険㈱　入社 2001年６月　Ａ．Ｔ．カーニー㈱　入社 2005年10月　マッキンゼー＆カンパニー　入社 2007年２月　㈱ＭＫＳパートナーズ　入社 2008年12月　丸の内キャピタル㈱　入社 2012年４月　ＮＫリレーションズ㈱(現 ノーリツ鋼機㈱) 代表取締役 2012年７月　エヌエスパートナーズ㈱　取締役 2013年５月　当社　取締役 2013年６月　ノーリツ鋼機㈱　取締役副社長ＣＯＯ 2013年10月　当社　代表取締役社長 2014年10月　当社　代表取締役社長退任（非常勤取締役） 2015年７月　㈱ドクターネット　取締役 2016年６月　㈱PKSHA Technology　社外取締役 2018年４月　当社　代表取締役社長 兼 ＣＥＯ 2018年６月　メディカルデータベース㈱　取締役 2020年４月　エヌエスパートナーズ㈱　取締役 2020年11月　データインデックス㈱　取締役 2023年６月　当社　代表取締役会長 2023年10月　㈱カラダノート　社外取締役（現任） 2024年６月　当社　取締役会長（現任）	565,178株
	【選任理由】 松島陽介氏は、当社取締役就任以降、代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、当社グループ全体の経営を担い企業価値向上を牽引してまいりました。企業経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、グループ戦略の実現を図るとともに、今後も当社グループのさらなる成長を実現するために適切な人材と判断しており、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	野口 亮（のぐち りょう） (1980年8月27日) 再任	2007年４月　㈱ボストンコンサルティンググループ　入社 2016年９月　ＮＫリレーションズ㈱（現 ノーリツ鋼機㈱）入社 2016年10月　GeneTech㈱　代表取締役 2017年６月　㈱日本再生医療（現 ㈱メトセラ）代表取締役 2018年６月　㈱ジーンテクノサイエンス（現 キッズウェル・バイオ㈱　取締役 2020年５月　当社　執行役員（製薬本部管掌） 2022年４月　当社　執行役員（保険者支援事業本部管掌） 2022年12月　当社　執行役員（製薬本部 兼 医療機関支援事業本部管掌） 2023年６月　当社　代表取締役社長 兼 ＣＥＯ（現任） 2023年６月　㈱ドクターネット　取締役（現任） 2023年６月　エヌエスパートナーズ㈱　取締役（現任） 2024年１月　㈱キャンサースキャン　取締役（現任）	72,596株
	【選任理由】 野口亮氏は、これまでの医療・ヘルスケア業界における実務経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、当社の主要事業である製薬・保険者支援・医療機関支援における各本部の要職を務め、2023年6月から当社の代表取締役社長を務めてきました。当社グループ事業全般に関し豊富な見識を有しており、その実績・知見・専門性は、今後も当社グループのさらなる成長を実現するために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	山元 雄太（やまもと ゆうた） (1982年12月14日) 再任	2007年４月　㈱ボストンコンサルティンググループ　入社 2012年５月　ＮＫリレーションズ㈱（現 ノーリツ鋼機㈱）　入社 2013年５月　当社　取締役 2014年１月　弁護士登録　山元雄太法律事務所設立　代表（現 山元法律事務所）（現任） 2015年６月　ノーリツ鋼機㈱　取締役 2016年６月　㈱ドクターネット　取締役 2019年４月　当社　執行役員副社長 兼 ＣＦＯ 2019年６月　メディカルデータベース㈱　取締役 2019年６月　㈱ドクターネット　取締役 2020年４月　エヌエスパートナーズ㈱　取締役 2020年６月　当社　取締役副社長 兼 ＣＦＯ 2020年８月　㈱ＡＶｉＣ　社外取締役 2020年11月　データインデックス㈱　取締役 2021年12月　㈱ＡＶｉＣ　取締役（監査等委員）（現任） 2023年６月　当社　取締役（現任）	498,950株
	【選任理由】 山元雄太氏は、これまでの実務経験に基づく優れた経営判断能力を有しているとともに、当社ＣＦＯとして当社グループの経理・財務戦略を担う部門の要職を務めてきました。当社グループ事業全般に関し豊富な見識を有しており、その実績・知見・専門性は、今後も当社グループのさらなる成長を実現するために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	竹田誠治（たけだせいじ） (1967年6月12日) 再任	1990年４月　オムロン㈱　入社 2006年７月　オムロンヘルスケア中国　副総経理 2011年10月　オムロンヘルスケア米国　副社長 兼 オムロンヘルスケアブラジル社長 2013年４月　オムロンヘルスケア㈱　グローバル営業企画本部長 兼 米欧州営業本部本部長 兼 オムロンヘルスケア米国　ＣＥＯ 2017年３月　オムロン㈱　グローバル戦略本部　経営戦略部長 2018年４月　オムロン㈱　執行役員 2022年６月　当社社外取締役 2023年４月　オムロン㈱　執行役員常務　ＣＦＯ 兼 グローバル戦略本部長 2023年10月　当社　取締役（現任） 2024年４月　オムロン㈱　執行役員専務　ＣＦＯ 兼 グローバル戦略本部長（現任） （重要な兼職の状況） オムロン㈱　執行役員専務　ＣＦＯ 兼 グローバル戦略本部長	－
	【選任理由】 竹田誠治氏は、オムロン株式会社において役員を務め国内外での経営者としての経験を有しており、また、ヘルスケア領域における幅広い見識を有しております。当該知見・経験を活かして、特にグローバル展開の推進に貢献いただくとともに、今後の当社グループのさらなる成長を実現するために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	李 智賢（り じひょん） (1967年2月28日) 再任	1988年12月　㈱韓国ダーバン　入社 1997年４月　㈱ボストンコンサルティンググループ　入社 2000年４月　トランスコスモス㈱　入社 2001年４月　トランスコスモス㈱　取締役 2001年４月　ＣＩＣ Ｋｏｒｅａ Ｉｎｃ.(現㈱トランスコスモスコリア)統括副社長ＣＯＯ 2003年４月　トランスコスモス㈱　顧問 2004年８月　ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インク　入社 2007年２月　㈱レイズパートナーズ　代表取締役（現任） 2007年７月　グロービス経営大学院　教員 2021年６月　当社　社外取締役（現任） 2023年６月　㈱ストライダーズ　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱レイズパートナーズ　代表取締役	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 李智賢氏は、上場企業の役員を務め国内外で経営者としての経験を有しており、また、人材コンサルティング会社及び教員、そして当社の社外取締役としての経験からリーダー育成における幅広い見識を有しております。当該知見を活かして特にダイバーシティの推進に貢献いただくとともに、当社グループの企業価値向上のために、経営方針、経営戦略について客観的な見地から意見・提言を頂くことを期待し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．オムロン株式会社は当社の親会社であります。取締役候補者竹田誠治氏の親会社等における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。

２．取締役候補者竹田誠治氏は、当社親会社であるオムロン株式会社の執行役員であります。当社は、同社との間で資本業務提携契約を締結しており、同社から製品の仕入れ、同社に対しては医療データ等に関するサービスの提供及び業務委託を行っております。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

３．李智賢氏は、社外取締役候補者であります。

４．李智賢氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

５．当社は、竹田誠治氏及び李智賢氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、竹田誠治氏及び李智賢氏の再任が承認された場合は、それぞれ当該契約を継続する予定であります。

６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の２．⑶④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

７．当社は李智賢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役（４名）のうち３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	霜田恒夫（しもだつねお） (1954年７月１日) 再任	1978年４月　協和醗酵工業㈱（現　協和キリン㈱）　入社 2005年５月　同社　法務部長 2009年４月　同社　総務部長 2010年３月　協和発酵ケミカル㈱（現　ＫＨネオケム㈱）常勤監査役 2011年３月　同社　取締役管理本部長 2013年９月　ミヤコ化学㈱　専務取締役 2014年１月　同社　取締役副社長 2016年６月　当社　社外監査役 2016年６月　一般社団法人ヘルスケア・データサイエンス研究所理事（現任） 2016年６月　一般社団法人医療データベース協会 監事（現任） 2019年４月　当社　社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 霜田恒夫氏は、長年にわたり企業の財務経理・総務部門に従事し、財務会計に関する実務と専門性及び監査役としての豊富な経験を有しております。また、当社の常勤監査役及び常勤監査等委員を９年にわたり務め、当社グループの経営・事業内容に精通しております。係る実績を踏まえ、当社の経営に対して中立的な立場から客観的な意見、適切な助言を行っていただいていることから業務執行の監査等を行う適切な人材と判断しております。 霜田恒夫氏が選任された場合には、引き続き、常勤監査等委員である社外取締役として当社の経営戦略や業務執行に対する適切な助言、公正な監査を行っていただけるものと期待しております。また、指名報酬委員として、当社の経営陣の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で意見を頂く予定です。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	林　南平（はやし　なんぺい） (1974年2月17日) 再任	1996年４月　㈱日本興業銀行（現 ㈱みずほ銀行）　入行 2000年９月　マッキンゼー＆カンパニー　入社 2002年10月　㈱ＭＫＳパートナーズ　入社 2007年４月　同社　パートナー 2007年４月　㈱プレッシオ　社外取締役（現任） 2008年12月　㈱ＭＫＳパートナーズ　代表取締役 2010年１月　㈱ＮＨパートナーズ 代表取締役代表パートナー(現任) 2011年９月　㈱アルフレックスジャパン　社外取締役（現任） 2013年６月　フィード㈱　取締役会長 2013年９月　同社　代表取締役会長兼社長 2014年５月　㈱ＴＯＯＴ　取締役会長（現任） 2015年６月　大興電子通信㈱　社外取締役 2016年３月　ノーリツプレシジョン㈱　社外取締役（現任） 2018年６月　当社　社外監査役 2019年４月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年７月　㈱ハルメクホールディングス社外取締役 2021年６月　㈱ハルメクホールディングス取締役(監査等委員)(現任) 2022年3月　㈱レックスアドバイザーズ取締役(現任) （重要な兼職の状況） ㈱ＮＨパートナーズ 代表取締役代表パートナー	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 林南平氏は、投資運用会社における経験で培った企業経営に関する幅広い知見を有し、社外役員としての経験も豊富であります。これらの経験と知見を活かし当社の経営に対して中立的な立場から客観的な意見、適切な助言を行っていただいていることから業務執行の監査等を行う適切な人材と判断しております。 林南平氏が選任された場合には、引き続き、監査等委員である社外取締役として当社の経営戦略や業務執行に対する適切な助言、公正な監査を行っていただけるものと期待しております。また、指名報酬委員として、当社の経営陣の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で意見を頂く予定です。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	ふじおかだいすけ 藤岡大祐 (1981年7月8日) 再任	2004年12月　新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2014年１月　㈱ヤマトキャピタルパートナーズ （現 ㈱YCP Japan）　入社 2016年６月　㈱PKSHA Technology　監査役 2018年６月　当社　社外監査役 2018年12月　ログリー㈱　取締役（監査等委員） 2019年４月　当社　社外取締役（監査等委員）(現任) 2020年12月　㈱PKSHA Technology取締役（監査等委員）(現任) 2021年１月　ESネクスト監査法人(現ESネクスト有限責任監査法人) 代表パートナー 2021年4月　㈱トリドリ監査役(現任) 2022年2月　ESネクスト有限責任監査法人理事パートナー(現任) （重要な兼職の状況） ㈱PKSHA Technology取締役（監査等委員） ESネクスト有限責任監査法人理事パートナー	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 藤岡大祐氏は、公認会計士としての高い専門性を有し、他の上場企業及び成長企業の社外役員も務めており特にテクノロジー業界に精通しております。また、有限責任監査法人の理事パートナーとして法人経営にも関与しております。これらの専門性を活かし当社の経営に対して中立的な立場から客観的な意見、適切な助言を行っていただいており業務執行の監査等を行う適切な人材と判断しております。 藤岡大祐氏が選任された場合には、引き続き、監査等委員である社外取締役として、当社の経営戦略や業務執行に対する適切な助言、公正な監査を行っていただけるものと期待しております。また、指名報酬委員として、当社の経営陣の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で意見を頂く予定です。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．霜田恒夫氏、林南平氏及び藤岡大祐氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．霜田恒夫氏、林南平氏及び藤岡大祐氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって霜田恒夫氏が６年（社外監査役も含めた通算の在任期間は９年）、林南平氏及び藤岡大祐氏は６年（社外監査役も含めた通算の在任期間は７年）となります。
４．当社は、霜田恒夫氏、林南平氏及び藤岡大祐氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、霜田恒夫氏、林南平氏及び藤岡大祐氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の２．⑶④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
６．当社は、霜田恒夫氏、林南平氏及び藤岡大祐氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

当社では取締役が備えるべき専門知識や経験などについて、企業経営の基本スキルである「企業経営」に加え、業界経験・知識、M&A・事業開発、IT・テクノロジー、法務・コンプライアンス、資本市場との対話・財務会計、グローバルビジネス、ESG・SDGsを必要なスキルセットとしております。第１号議案及び第２号議案のそれぞれの承認が得られた場合、取締役及び監査等委員である取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

候補者番号	氏名（ふりがな）	属性	企業経営	業界経験・知識	M&A・事業開発	IT・テクノロジー	法務・コンプライアンス	資本市場との対話・財務会計	グローバルビジネス	ESG・SDGs
取締役										
1	松島　陽介（まつしま　ようすけ）		○	○	○	○		○	○	
2	野口　亮（のぐち　りょう）		○	○			○	○	○	○
3	山元　雄太（やまもと　ゆうた）		○		○	○	○	○		
4	竹田　誠治（たけだ　せいじ）		○	○	○			○	○	
5	李　智賢（り　じひょん）	【社外】【独立】	○		○				○	○
監査等委員である取締役										
1	霜田　恒夫（しもだ　つねお）	【社外】【独立】	○	○			○	○		
2	林　南平（はやし　なんぺい）	【社外】【独立】	○		○	○		○		
3	藤岡　大祐（ふじおか　だいすけ）	【社外】【独立】	○			○	○	○		
4	渡邊　多永子（わたなべ　たえこ）	【社外】【独立】		○	○		○			○

【社外】社外取締役候補者　【独立】独立役員候補者

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町二丁目３番１号
日本生命浜松町クレアタワー ５階　浜松町コンベンションホール
TEL 03-6432-4075

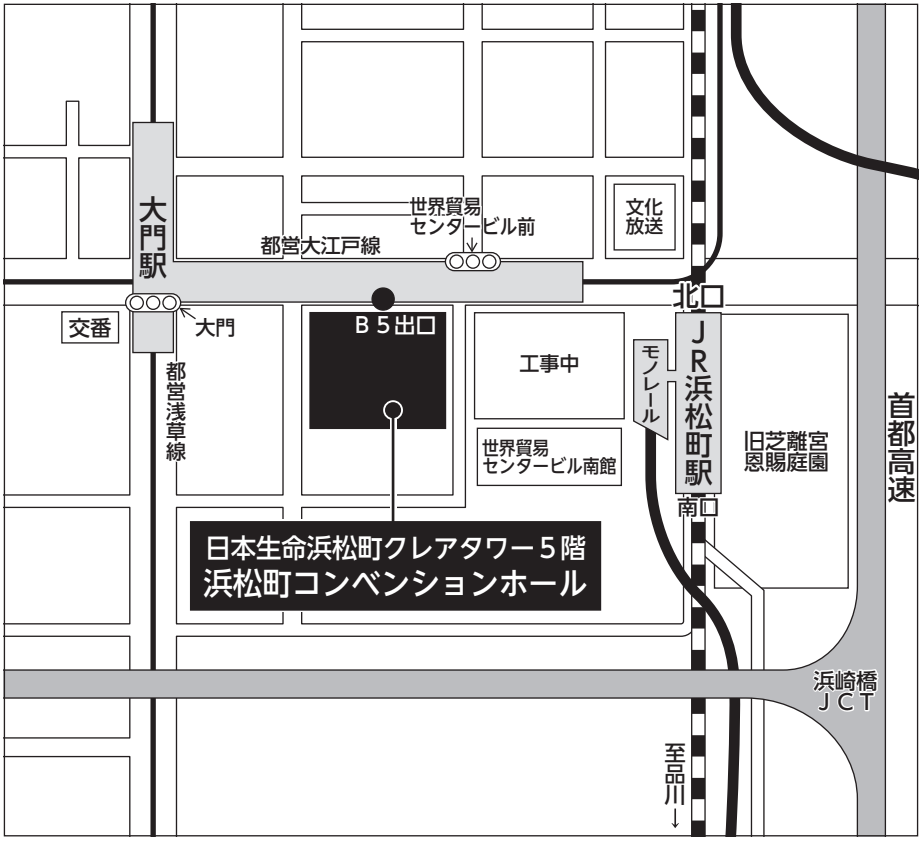

交通　都営地下鉄 大江戸線・浅草線大門駅Ｂ５出口直結
ＪＲ・東京モノレール浜松町駅徒歩約２分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。